

熊本県公報

号外 第40号
平成18年12月22日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 登 載 依 頼**
- 熊本県監査委員の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の制定……………(監査委員事務局) 1

登載依頼

熊本県監査委員告示第20号

熊本県監査委員の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程を次のように制定する。
平成18年12月22日

熊本県監査委員	高 宗 秀 暁
同	月 待 孝 一
同	竹 口 博 己
同	馬 場 成 志

熊本県監査委員の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程

熊本県監査委員における高度情報化の総合的かつ計画的な推進、電子計算機、ネットワーク及び情報システムの適正な開発、運用及び管理並びに情報セキュリティ対策（高度情報化推進組織に関するものを除く。）に関しては、別段の定めのあるものを除く外、熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成10年熊本県訓令第26号。第3条を除く。）の例による。この場合において、第5条中「部局」とあるのは「監査委員事務局」と、第6条中「各部局長」とあるのは「監査委員事務局長」と、第7条中「所属」とあるのは「第一課及び第二課」と、同条第1項中「合議しなければならない」とあるのは「協議しなければならない」と、第8条、第9条及び第10条中「部局」とあるのは「監査委員事務局」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年12月22日から施行する。

